

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人本田記念財団（以下「本財団」という。）の定款第13条、第26条及び第32条の規定に基づき、理事、監事及び評議員、顧問の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、評議員及び顧問（以下「役員等」という。）をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第3条 本財団の役員等の報酬は、定款の規定により無報酬とする。

(費用)

第4条 理事長が指定した役員等が会議等に出席した場合には、本財団の旅費規程により交通費その他の費用の支払いをすることができる。

(公表)

第5条 この基準をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、公表するものとする。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準（平成4年7月制定）は、廃止する。